

集荷円滑化対策実施要綱

第1 趣旨

豊作により生ずる過剰米については、自己責任の考え方に沿って処理することを基本とし、需要に応じた売れる米づくりの促進を図るとともに、主食用米の価格の低下による農業経営への影響を防ぐ必要がある。このため、無利子短期融資の仕組みを活用して、出来秋時における農業者による過剰米の区分出荷を促すとともに、農業者団体等による主体的な販売環境整備の取組を行いつつ、融資の返済が米の引渡しでなされた場合は、その米を国内主食用米等の需給に影響を与えることなく処理する集荷円滑化対策を以下の定めるところにより実施するものとする。

第2 対策の実施主体

本対策の実施主体は、第3の1及び2の事業については、米穀安定供給確保支援機構（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する米穀安定供給確保支援機構をいう。以下「機構」という。）第3の3の事業については、米穀の生産出荷を事業とし、法第5条第1項による認定を受けた生産調整方針（以下「認定方針」という。）を作成した者を構成員とする全国団体（以下「全国出荷団体」という。）とする。

第3 対策の内容

1 過剰米短期融資事業

機構は、認定方針に従って米穀の生産を行い、本対策に加入する生産者（以下「対策加入者」という。）からの生産者拠出金と国からの無利子貸付等により資金（以下「過剰米対策資金」という。）を造成し、対策加入者に対して、豊作による過剰米を主食用等他の米穀と区分し、在庫として保有する措置（以下「区分保管」という。）の実施のために必要な資金に充てるための無利子資金の貸付を行う。

2 過剰米短期融資円滑化事業

機構は、認定方針を作成した者（以下「認定方針作成者」という。）が、対策加入者から集荷した又は対策加入者として自らが生産した豊作による過剰米を区分保管し、国内主食用米等の需給に影響を与えることなく処理することを支援するため、助成金を交付するとともに、貸し付けた無利子資金の償還が米穀で行われた場合、当該米穀を国内主食用米等の需給に影響を与えることなく処理する。

3 集荷奨励事業

全国出荷団体は、その構成員であり、かつ認定方針作成者である出荷団体（以下「産地出荷団体」という。）が、1の事業により豊作による過剰米を自らの認定方針に参加する対策加入者から主食用等他の米穀と区分して集荷する取組を支援するため、助成金の交付を行うこととする。

第4 対策の実施

1 加入契約等

- (1) 本対策に加入しようとする米穀の生産者は、認定方針作成者として、機構と加入契約を行うか（以下「直接加入」という。）又は自らが参加する認定方針の作成者と対策への加入の委託契約を締結し、当該認定方針作成者が機構と加入契約を行う（以下「団体加入」という。）ものとし、生産者はいずれかの方法を選択するものとする。
- (2) 団体加入の場合、本対策に加入しようとする米穀の生産者は、農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）が別に定めるところにより、一つの認定方針作成者と加入委託契約（以下「生産者加入契約」という。）を締結し、本対策に係る貸付申請等の手続を委託するものとする。
- (3) 直接加入の認定方針作成者又は(2)により生産者加入契約を締結した認定方針作成者は、総合食料局長が別に定めるところにより、機構と加入契約（以下「対策加入契約」という。）を締結するものとする。

2 生産者拠出金

- (1) 機構は、毎年、対策加入者から、総合食料局長が別に定めるところにより算出された生産者拠出金を納付させるものとする。
- (2) 機構と対策加入契約を締結した認定方針作成者（以下「契約方針作成者」という。）は、団体加入の場合、生産者加入契約を締結した米穀の生産者（以下「契約生産者」という。）から、生産者拠出金を納付させ、契約生産者に係る生産者拠出金を取りまとめの上、機構に対して納付するものとする。
- (3) 契約方針作成者は、認定方針において定めるところにより、機構に対して、生産者拠出金を納付するものとする。

3 豊作による過剰米数量の算出等

- (1) 契約方針作成者は、次に掲げる条件をすべて満たす場合、豊作による過剰米数量を算出する。団体加入の場合、契約方針作成者は契約生産者毎に豊作による過剰米数量を算出し、契約生産者に対して通知するものとする。

農林水産統計資料の10月15日現在における全国の作況指数が101以上であること

農林水産統計資料の10月15日現在における作況指数において、対策加入者の住所を有する都道府県及び地域の作況指数がともに101以上であること

- (2) 豊作による過剰米数量は、対策加入者毎に、総合食料局長が別に定めるところにより算出するものとする。

4 過剰米短期融資事業

- (1) 本事業の対象となる米穀（以下「貸付対象米穀」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす米穀とする。

ア 3の(2)の豊作による過剰米数量のうち、区分保管しているものであること

イ 2の(1)の生産者拠出金の納付を行うとともに、当該年度における生産調整実施者(米の数量調整実施要綱(平成16年4月1日付け15総食第825号農林水産事務次官依命通知)第6の3の(1)に定めるところにより、市町村長の確認を受けた者をいう。)の生産したものであること

ウ 当該米穀の生産者が使用及び収益を目的とする権利を有する水田において作付けを行ったものであること

エ 農産物検査法(昭和26年法律第144号)第3条に規定する品位等検査を受けているもの(ただし、共同乾燥調製施設等において貯蔵されているものについては、総合食料局長が別に定めるところにより、契約方針作成者による自主確認を受けているもの。)のうち総合食料局長が別に定めるもの。

オ 米の数量調整実施要綱第6の2の(4)に定める加工用米及び米の数量調整実施要綱第6の2の(5)に定める需要開発米に該当しないもの。

(2)(1)の要件を満たす米穀について、無利子資金の貸付を受けようとする契約方針作成者は、総合食料局長が別に定めるところにより、機構に対して、貸付申請を行うものとする。

(3) 機構は、契約方針作成者から無利子資金の貸付申請があった場合、総合食料局長が別に定めるところにより、過剰米対策資金から契約方針作成者に対して、当該申請のあった貸付対象米穀の数量に応じて無利子資金を貸し付けるものとする。

(4) 契約方針作成者は、機構から貸し付けられた無利子資金(以下「貸付金」という。)を総合食料局長が別に定めるところにより、機構に対し、償還するものとする。

(5) 契約方針作成者から機構への償還は、金銭によるもののほか、総合食料局長が別に定めるところにより、貸付対象米穀の引渡しによること(以下「現物弁済」という。)もできるものとする。

5 過剰米短期融資円滑化事業

(1) 本事業の対象となる米穀は、4の過剰米短期融資事業の貸付対象米穀のうち、総合食料局長が別に定めるところにより、国内主食用米等の需給に影響を与えることなく処理された米穀とする。

(2) 本事業の助成金の交付を受けようとする契約方針作成者は、過剰米短期融資事業に係る貸付金を期日までに償還し、総合食料局長が別に定めるところにより、機構に対して、助成金の交付を申請するものとする。

(3) 機構は、契約方針作成者から助成金の交付申請を受けた場合、総合食料局長が別に定めるところにより、助成金を交付するものとする。

- (4) 機構は、契約方針作成者からの貸付の償還が現物弁済により行われた場合、総合食料局長が別に定めるところにより、当該米穀を国内主食用米等の需給に影響を与ることなく処理し、貸付金の回収を図ることとする。機構は、第6の2の(1)に定める国の助成から(3)により契約方針作成者に交付された額を差し引いた額を活用し、この事業の円滑な実施を図ることとする。
- (5) 契約方針作成者は、この事業の実績について、総合食料局長が別に定めるところにより、機構に報告するものとする。機構は、この報告を取りまとめ、総合食料局長に報告するものとする。

6 集荷奨励事業

- (1) 本事業の対象となる米穀は、契約方針作成者である産地出荷団体（以下「契約出荷団体」という。）が区分保管した貸付対象米穀のうち、総合食料局長が別に定めるところにより、国内主食用米等の需給に影響を与ることなく処理された米穀とする。
- (2) 本事業の助成金の交付を受けようとする契約出荷団体は、過剰米短期融資事業に係る貸付金を期日までに償還し、総合食料局長が別に定めるところにより、全国出荷団体に対して、助成金の交付を申請するものとする。
- (3) 全国出荷団体は、契約出荷団体から助成金の交付申請を受けた場合、総合食料局長が別に定めるところにより、助成金を交付するものとする。
- (4) 契約出荷団体は、この事業の実績について、総合食料局長が別に定めるところにより、全国出荷団体に報告するものとする。全国出荷団体は、この報告を取りまとめ、総合食料局長に報告するものとする。

第5 過剰米対策資金の管理

1 資金の造成

- (1) 機構は、次に掲げる資金をもって過剰米対策資金（第5において「資金」という。）を造成する。
 - ア 第4の2により生産者が拠出する生産者拠出金
 - イ 第6の1により国が貸し付ける政府貸付金
 - ウ その他の収入
- (2) 機構は、(1)のア及びイに係る資金収支を明確にしておかなければならない。

2 資金の管理

- (1) 機構は、資金を次に掲げる方法により管理するものとする。
 - ア 銀行、農林中央金庫への預金
 - イ 郵便貯金
 - ウ 国債、地方債、政府保証債又は銀行若しくは農林中央金庫が発行する債券その他総合食料局長が指定する有価証券の取得
 - エ 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）

- オ ウにより取得した有価証券の信託業務を営む銀行又は信託会社への信託
- (2)(1)の管理により生じる果実の取扱いについては、総合食料局長が別に定めるものとする。
- (3)機構は、資金に余剰を生じた場合には、これを翌年以降に繰り越すものとする。

3 区分経理

機構は、本対策に係る経理については、他の事業に係る経理と区分して、特別の勘定を設けて行わなければならない。

第6 国の助成等

1 無利子資金の貸付け

- (1)国は、法第17条第1項の規定に基づき、予算の範囲内において、機構に対し、総合食料局長が別に定めるところにより、第3の1の事業に要する資金の一部を無利子で貸し付ける（以下「政府貸付金」という。）ものとする。
- (2)機構は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）第5条に定めるもののほか、総合食料局長が別に定めるところにより、政府貸付金を償還するものとする。

2 国の助成

- (1)第3の2の事業に要する経費について、国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2)第3の3の事業に要する経費について、国は、毎年度、予算の範囲内において、全国出荷団体に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 対策の実施期間

本対策のうち第3の2及び第3の3の事業については、その実施期間を平成16年産から平成18年産までの3ヵ年産の米穀に係る期間とする。